

新穂学校後援会会則

(名称)

第1条 本会是新穂学校後援会と称する。

(目的)

第2条 本会是新穂地区の学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 在学中の児童・生徒の保護者
- 2 特別会員 本会の目的に賛同する正会員所帯以外の新穂地区所帯の代表者

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 1 副会長 1名
- 1 評議員 各集落より若干名
- 1 幹事 若干名
- 1 顧問 若干名

第5条 本会の役員を選任は次の方法による。

- 1 会長、副会長は評議員会で定める。
- 1 評議員は各集落の推薦によって定める。
- 1 幹事は関係学校職員中から会長が委嘱する。
- 1 顧問は関係学校長に会長が委嘱する。

第6条 本会役員任期は2年(幹事、顧問を除く)とし、再任を妨げない。

第7条 本会役員職務を概ね以下のように定める。

- 1 会長は会務を整理し、会議の議長となり、本会を代表する。
- 1 副会長は会長に事故あるときは職務を代理する。
- 1 評議員は会長を助け、運営に関する評議と特別会員の会費の取りまとめを行う。
- 1 幹事は委嘱された事務を行う。
- 1 顧問は会長の求めに応じ、会務に関する助言を行う。

(経理)

第8条 本会の事業及び会計の年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第9条 本会は会費と篤志寄付金等をもって財源とし、歳入歳出を定め、決算を明らかにする。

第10条 正会員は、年額700円を会費とし、本会が指定する方法により納入する。

第11条 特別会員は、一口(500円)以上を会費とし、各集落が指定する方法により納入する。

(会議)

第12条 本会の会議は評議員会、役員会、その他とする。

- 1 評議員会は、第4条で定める役員をもって構成する。
- 1 役員会は、第4条で定める役員(ただし、評議員を除く)をもって構成する。

第13条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

第14条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1 評議員会に付すべき事項
- 1 評議員会において議決された事項の執行に関する事項
- 1 その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第15条 評議員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1 事業計画、事業報告に関する事項
- 1 予算、決算に関する事項
- 1 役員選任及び解任に関する事項
- 1 会則等の改正に関する事項

第16条 本会の議事は出席者の多数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

(事務局)

第17条 本会の事務局を佐渡市立新穂中学校に置く。

第18条 本会は事務局に次のものを備える。

- 1 会則
- 1 会員名簿兼会費納入簿
- 1 寄付者名簿
- 1 会務日誌
- 1 会計簿

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

- * 昭和23年発足
- * 会則改定の経緯は未詳
- * 平成16年6月7日一部改正
- * 令和2年6月15日一部改正